



市 章

# 大津市公報

令 和 5 年 4 月 1 日  
号 外 ( 第 2 4 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 企 業 局 公 告

- 公共下水道事業受益者負担金の令和5年度の賦課対象区域に関する公告..... 1
- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始に関する公告..... 2

## 企 業 局 公 告

### 公共下水道事業受益者負担金の令和5年度の賦課対象区域に関する公告

大津市公共下水道事業受益者負担金の令和5年度の賦課対象区域は、次のとおりである。

令和5年4月1日

大津市公営企業管理者 國 松 睦 生

| 負担区の名称 | 賦課対象区域  |
|--------|---|
| 小松負担区  | 北小松の一部、南小松の一部、北比良の一部  |
| 木戸負担区  | 大物の一部、荒川の一部、木戸の一部、八屋戸の一部、南船路の一部   |
| 和邇負担区  | 和邇北浜の一部、和邇高城の一部、和邇中の一部、小野の一部  |
| 湖西負担区  | 伊香立下在地町の一部、真野一丁目の一部(9街区の一部、14街区の一部)、真野三丁目の一部(20街区の一部、21街区の一部)、真野五丁目の一部(2街区の一部、5街区の一部、14街区の一部、36街区の一部)、真野大野一丁目の一部(7街区の一部、23街区の一部)、堅田一丁目の一部(5街区の一部)、本堅田二丁目の一部(16街区の一部)、本堅田四丁目の一部(28街区の一部)、本堅田六丁目の一部(15街区の一部)、今堅田二丁目の一部(32街区の一部、37街区の一部)、今堅田三丁目の一部(26街区の一部)、仰木五丁目の一部(11街区の一部)、仰木六丁目の一部(9街区の一部)、仰木の里東一丁目の一部(2街区の一部)、仰木の里東七丁目の一部(16街区の一部)、仰木の里東八丁目の一部(20街区の一部)、雄琴三丁目の一部(3街区の一部、4街区の一部、17街区の一部)、雄琴四丁目の一部(4街区の一部)、雄琴六丁目の一部(10街区の一部、19街区の一部)、苗鹿二丁目の一部(26街区の一部)、坂本一丁目の一部(12街区の一部、24街区の一部)、坂本二丁目の一部(7街区の一部、21街区の一部)、坂本三丁目の一部(7街区の一部、12街区の一部、13街区の一部、26街区の一部、27街区の一部)、坂本六丁目の一部(9街区の一部、20街区の一部、29街区の一部)、坂本七丁目の一部(19街区の一部、36街区の一部)、坂本八丁目の一部(8街区の一部)、下阪本一丁目の一部(4街区の一部、14街区の一部、15街区の一部、48街区の一部)、下阪本二丁目の一部(5街区の一部、20街区の一部)、下阪本三丁目の一部(6街区の一部)、下阪本四丁目の一部(5街区の一部、12街区の一部、18街区の一部)、下阪本六丁目の一部(21街区の一部、26街区の一部)、比叡辻一丁目の一部(3街区の一部、5街区の一部、7街区の一部、8街区の一部、27街区の一部、28街区の一部)、比叡辻二丁目の一部(6街区の一部)、木の岡町の一部(1街区の一部)、穴太三丁目の一部(1街区の一部)、弥生町の一部(16街区の一部)、唐崎一丁目の一部(22街区の一部)、唐崎四丁目の一部(9街区の一部、10街区の一部)、滋賀里二丁目の一部(1街区の一部)、蓮池町の一部(8街区の一部)、見世一丁目の一部(20街区の一部)、見世二丁目の一部(4街区の一部、5街区の一部)、際川二丁目の一部(16街区の一部)、際川四丁目の一部(4街区の一部)、高砂町の一部(9街区の一部、23街区の一部、25街区の一部、26街区の一部) |

|          |  |
|----------|--|
| 皇子山負担区   | 南志賀三丁目の一部（5街区の一部、8街区の一部、15街区の一部）、柳川二丁目の一部（4街区の一部、13街区の一部）、桜野町一丁目の一部（20街区の一部）、比叡平一丁目の一部（39街区の一部）、比叡平二丁目の一部（9街区の一部、19街区の一部、28街区の一部）、比叡平三丁目の一部（38街区の一部）、山上町の一部（6街区の一部）  |
| 藤尾負担区    | 追分町の一部（7街区の一部、8街区の一部、9街区の一部）、横木二丁目の一部（6街区の一部）  |
| 晴嵐・山手負担区 | 湖城が丘の一部（13街区の一部、34街区の一部、35街区の一部）、美崎町の一部（15街区の一部）、若葉台の一部（5街区の一部）、国分一丁目の一部（9街区の一部、14街区の一部）   |
| 湖南負担区    | 石山寺四丁目の一部（13街区の一部）、石山寺五丁目の一部（10街区の一部）、千町二丁目の一部（11街区の一部）、千町三丁目の一部、南郷一丁目の一部（19街区の一部）、大石龍門一丁目の一部（8街区の一部、14街区の一部）、大石中二丁目の一部（2街区の一部）、大石東六丁目の一部（5街区の一部、6街区の一部）、里五丁目の一部（3街区の一部）、稲津一丁目の一部（4街区の一部、11街区の一部）、稲津二丁目の一部（12街区の一部、16街区の一部）、黒津二丁目の一部（19街区の一部）、関津五丁目の一部（14街区の一部）、桐生一丁目の一部（16街区の一部）、平野二丁目の一部（住居表示が実施されていない区域の一部）、瀬田三丁目の一部（8街区の一部、9街区の一部、24街区の一部）、神領二丁目の一部（20街区の一部）、大江一丁目の一部（39街区の一部）、大江三丁目の一部（24街区の一部）、大江四丁目の一部（11街区の一部、25街区の一部）、大江五丁目の一部（7街区の一部、25街区の一部）、大江六丁目の一部（2街区の一部、4街区の一部、7街区の一部、8街区の一部、16街区の一部、20街区の一部、47街区の一部）、大江七丁目の一部（9街区の一部、14街区の一部、15街区の一部、16街区の一部）、大萱四丁目の一部（2街区の一部）、大萱五丁目の一部（21街区の一部）、大將軍一丁目の一部（9街区の一部）、大將軍三丁目の一部（25街区の一部、26街区の一部、27街区の一部）、月輪三丁目の一部（26街区の一部、27街区の一部、48街区の一部） |

### 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始に関する公告

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、令和5年4月1日から同月15日まで大津市企業局施設部下水道施設課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月1日

大津市公営企業管理者 國 松 睦 生

#### 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和5年4月1日

#### 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 北小松の一部、大物の一部、和邇北浜の一部、真野三丁目の一部（20街区の一部、21街区の一部）、真野五丁目の一部（36街区の一部）、堅田一丁目の一部（5街区の一部）、仰木六丁目の一部（9街区の一部）、仰木の里東一丁目の一部（2街区の一部）、仰木の里東七丁目の一部（16街区の一部）、雄琴六丁目の一部（10街区の一部）、坂本二丁目の一部（21街区の一部、23街区の一部）、坂本三丁目の一部（7街区の一部、13街区の一部）、坂本七丁目の一部（19街区の一部）、下阪本一丁目の一部（4街区の一部、48街区の一部）、下阪本二丁目の一部（5街区の一部）、下阪本四丁目の一部（18街区の一部）、下阪本六丁目の一部（21街区の一部、26街区の一部）、比叡辻一丁目の一部（5街区の一部、6街区の一部、7街区の一部、8街区の一部）、弥生町の一部（16街区の一部）、見世二丁目の一部（4街区の一部、5街区の一部）、高砂町の一部（23街区の一部、25街区の一部）
- (2) 桜野町一丁目の一部（20街区の一部）、湖城が丘の一部（13街区の一部、34街区の一部、35街区の一部）、若葉台の一部（5街区の一部）、国分一丁目の一部（9街区の一部）
- (3) 大石東六丁目の一部（5街区の一部、6街区の一部）、里五丁目の一部（3街区の一部）、稲津一丁目

一部(11街区の一部)、平野二丁目の一部(住居表示が実施されていない区域の一部)、瀬田三丁目の一部(8街区の一部、24街区の一部)、大江三丁目の一部(24街区の一部)、大江四丁目の一部(11街区の一部)、大江五丁目の一部(7街区の一部、25街区の一部)、大江六丁目の一部(4街区の一部、7街区の一部、8街区の一部、16街区の一部、20街区の一部、47街区の一部)、大江七丁目の一部(9街区の一部、14街区の一部)、大將軍三丁目の一部(27街区の一部)、月輪三丁目の一部(26街区の一部、27街区の一部)

3 供用を開始する排水施設の位置

| 管渠番号          | 起 点      | 終 点      |
|---------------|----------|----------|
| 05-01-5059-01 | 北小松      | 北小松      |
| 05-01-5055-01 | 大物       | 大物       |
| 05-01-5055-02 | 大物       | 大物       |
| 05-01-5055-03 | 大物       | 大物       |
| 05-05-5036-01 | 和邇北浜     | 和邇北浜     |
| 05-05-5036-02 | 和邇北浜     | 和邇北浜     |
| 05-05-5036-03 | 和邇北浜     | 和邇北浜     |
| 05-05-5036-04 | 和邇北浜     | 和邇北浜     |
| 05-05-5036-05 | 和邇北浜     | 和邇北浜     |
| 05-05-5036-06 | 和邇北浜     | 和邇北浜     |
| 05-11-1323-01 | 真野三丁目    | 真野三丁目    |
| 05-11-1325-01 | 真野五丁目    | 真野六丁目    |
| 05-18-1411-01 | 堅田一丁目    | 堅田一丁目    |
| 05-16-1516-01 | 仰木六丁目    | 仰木六丁目    |
| 05-20-1531-01 | 仰木の里東一丁目 | 仰木の里東一丁目 |
| 05-19-1537-01 | 仰木の里東七丁目 | 仰木の里東七丁目 |
| 05-21-2116-01 | 雄琴六丁目    | 雄琴六丁目    |
| 05-27-2252-01 | 坂本二丁目    | 坂本二丁目    |
| 05-27-2253-01 | 坂本三丁目    | 坂本三丁目    |
| 05-27-2253-02 | 坂本三丁目    | 坂本三丁目    |
| 05-27-2257-01 | 坂本七丁目    | 坂本七丁目    |
| 05-27-2257-02 | 坂本七丁目    | 坂本七丁目    |
| 05-27-2257-03 | 坂本七丁目    | 坂本七丁目    |
| 05-27-2257-04 | 坂本七丁目    | 坂本七丁目    |
| 05-27-2331-01 | 下阪本一丁目   | 下阪本一丁目   |
| 05-27-2331-02 | 下阪本一丁目   | 下阪本一丁目   |
| 05-27-2332-01 | 下阪本二丁目   | 下阪本二丁目   |
| 05-27-2334-01 | 下阪本四丁目   | 下阪本四丁目   |
| 05-27-2336-01 | 下阪本六丁目   | 下阪本六丁目   |
| 05-27-2336-02 | 下阪本六丁目   | 下阪本六丁目   |
| 05-27-2341-01 | 比叡辻一丁目   | 比叡辻一丁目   |
| 05-27-2341-02 | 比叡辻一丁目   | 比叡辻一丁目   |
| 05-27-2341-03 | 比叡辻一丁目   | 比叡辻一丁目   |
| 05-27-2341-04 | 比叡辻一丁目   | 比叡辻一丁目   |
| 05-27-2341-05 | 比叡辻一丁目   | 比叡辻一丁目   |
| 05-27-2320-01 | 弥生町      | 弥生町      |
| 05-27-2422-01 | 見世二丁目    | 見世二丁目    |
| 05-27-2416-01 | 高砂町      | 高砂町      |
| 05-28-2404-01 | 桜野町一丁目   | 桜野町一丁目   |
| 05-30-3015-01 | 湖城が丘     | 湖城が丘     |
| 05-31-3022-01 | 若葉台      | 若葉台      |
| 05-31-3117-01 | 国分一丁目    | 国分一丁目    |
| 05-32-3366-01 | 大石東六丁目   | 大石東六丁目   |
| 05-32-3366-02 | 大石東六丁目   | 大石東六丁目   |
| 05-32-3425-01 | 里五丁目     | 里五丁目     |

|               |        |        |
|---------------|--------|--------|
| 05-32-3434-01 | 稲津一丁目  | 稲津一丁目  |
| 05-51-4142-01 | 平野二丁目  | 平野二丁目  |
| 05-37-4213-01 | 瀬田三丁目  | 瀬田三丁目  |
| 05-44-4233-01 | 大江三丁目  | 大江三丁目  |
| 05-47-4234-01 | 大江四丁目  | 大江四丁目  |
| 05-47-4235-01 | 大江五丁目  | 大江五丁目  |
| 05-47-4235-02 | 大江五丁目  | 大江五丁目  |
| 05-47-4236-01 | 大江六丁目  | 大江六丁目  |
| 05-47-4236-02 | 大江六丁目  | 大江六丁目  |
| 05-47-4236-03 | 大江六丁目  | 大江六丁目  |
| 05-47-4236-04 | 大江六丁目  | 大江六丁目  |
| 05-47-4236-05 | 大江六丁目  | 大江六丁目  |
| 05-47-4236-06 | 大江六丁目  | 大江六丁目  |
| 05-47-4236-07 | 大江六丁目  | 大江六丁目  |
| 05-47-4237-01 | 大江七丁目  | 大江七丁目  |
| 05-47-4237-02 | 大江七丁目  | 大江七丁目  |
| 05-50-4251-01 | 大將軍三丁目 | 大將軍三丁目 |
| 05-50-4251-02 | 大將軍三丁目 | 大將軍三丁目 |
| 05-50-4259-01 | 月輪三丁目  | 月輪三丁目  |

## 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

## (1) 第2項第1号の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 大津市苗鹿三丁目1番1号

名称 湖西浄化センター

## (2) 第2項第2号の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 大津市由美浜1番1号

名称 大津終末処理場

## (3) 第2項第3号の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 草津市矢橋町2108番地

名称 湖南中部浄化センター

## 5 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別

分流式